

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和4年9月26日(2022.9.26)

【国際公開番号】WO 2020/061007

【公表番号】特表2022-501341(P2022-501341A)

【公表日】令和4年1月6日(2022.1.6)

【出願番号】特願2021-514531(P2021-514531)

【国際特許分類】

A 61K 31/4745 (2006.01)

10

A 61K 47/60 (2017.01)

A 61P 25/00 (2006.01)

A 61P 35/00 (2006.01)

A 61P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 61K 31/4745

A 61K 47/60

A 61P 25/00

A 61P 35/00

A 61P 43/00 121

20

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月14日(2022.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

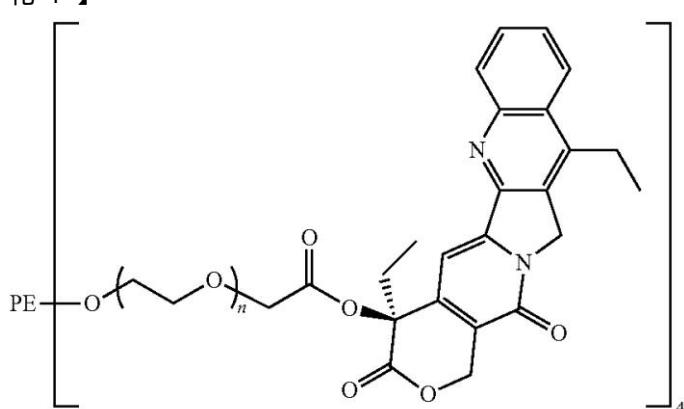
【特許請求の範囲】

【請求項1】

30

下記化学式

【化1】



40

の構造を有するPEG-[SN22]4である高分子プロドラッグを含む組成物であって

、

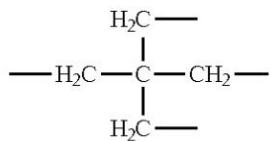
式中、

nが平均して110であり、および

PEが下記化学式

50

【化2】



である、高分子プロドラッグを含む組成物。

【請求項2】

医薬品として使用するための、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

神経芽細胞腫の治療において使用するための、請求項1に記載の組成物。

10

【請求項4】

固形腫瘍の治療において使用するための、請求項1に記載の組成物。

【請求項5】

カンプトテシン類似体の少なくとも2分子が、生理的条件下で不安定なエステル結合を介してポロキサマーポリマーまたはPEGポリマーに共有結合している、高分子プロドラッグを含む組成物。

【請求項6】

少なくとも1つのカンプトテシン類似体が、少なくとも1つのNETransporter (NET)リガンドで官能基化されている、請求項5に記載の組成物。

20

【請求項7】

前記カンプトテシン類似体が、SN38 (7-エチル-10-ヒドロキシ-カンプトテシン)、又はSN38とSN22 (7-エチル-カンプトテシン)との組み合わせである、請求項5に記載の組成物。

【請求項8】

前記ポリマーが、マルチアームPEGポリマーである、請求項5に記載の組成物。

【請求項9】

前記NETリガンドが、生理学的条件下で不安定であるエステル結合を介して、前記カンプトテシン類似体に共有結合している、請求項6に記載の組成物。

【請求項10】

前記カンプトテシン類似体が、SN38である、請求項6に記載の組成物。

30

【請求項11】

前記NETリガンドが、ベンジルグアニジン (BG) である、請求項6に記載の組成物。

【請求項12】

前記NETリガンドが、フェネチルグアニジン又はチラミンである、請求項6に記載の組成物。

【請求項13】

前記NETリガンドと前記カンプトテシン類似体とのエステル結合が、オキシヘキサンオイルエステルである、請求項9に記載の組成物。

40

【請求項14】

前記NETリガンドと前記カンプトテシン類似体とのエステル結合が、オキシエトキシプロパノイル又はオキシエトキシエトキシプロパノイルエステルである、請求項9に記載の組成物。

【請求項15】

PF108-(SN22)₂である、請求項5に記載の組成物。

【請求項16】

PEG-[SN22]₄である、請求項5に記載の組成物。

【請求項17】

[PEG-SN38-BG]₈である、請求項6に記載の組成物。

50

【請求項18】

医薬品として使用するための、請求項 5 ~ 17 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項19】

神経芽細胞腫の治療において使用するための、請求項 5 ~ 17 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 20】

圆形腫瘍の治療において使用するための、請求項5～17のいずれか一項に記載の組成物

8

【請求項 21】

脳腫瘍の治療において使用するための、請求項5～17のいずれか一項に記載の組成物。

10

20

30

40

50